破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２７６号
鹿児島県いちき串木野市緑町52番地２
破産者　濵邊　長義
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４３３０号
大阪府摂津市正雀１丁目２番４号
破産者　小島　輝代
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６２号
大阪府茨木市真砂１丁目８番４号　ハイツ東205号
破産者　吉野　雄大
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５号
奈良県大和高田市大字池田126番地
破産者　岡村　正孝
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
広島県呉市内神町16番２号
破産者　大澤　輝高
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０６号
北海道石狩市花川北２条５丁目61番地　憩いの園豊寿210号
破産者　畠山　民夫
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５４号
埼玉県熊谷市下川上1374番地１
破産者　斎藤　文雄
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０４号
川崎市川崎区京町２丁目６番２号　居城方、開始決定時の住所川崎市川崎区京町３丁目16番６号
破産者　原　峯由
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
相模原市中央区南橋本１丁目14番６号　相模原紙業社宅301、開始決定時の住所相模原市緑区下九沢1331番地９
破産者　本田　俊之
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３８号
福井県坂井市春江町為国西の宮８番地４
破産者　三上　弘樹
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９３号
愛知県日進市香久山４丁目201番地13　106棟202、開始決定時の住所愛知県日進市香久山５丁目2312番地１
破産者　加藤　繁芳
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５０号
神戸市北区有野町有野1063番地、従前の住所神戸市北区有野台９丁目６番の５
破産者　山本　文男
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３５号
広島市南区宇品海岸１丁目10番23―301号
破産者　坂田常由樹（旧姓玉井）
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４０号
広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地の248
破産者　藤田　豪裕
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地30番地
破産者　新里ルミ子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１８０号
青森市大字宮田字玉水198番地
破産者　横内　博次
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
青森市佃２丁目４番12号　R’Sマンション301号
破産者　石澤　鶴美
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係